

発議案第 20 号

機能性表示食品制度の見直しを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 6 月 18 日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	飯 川 英 樹
賛成者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
	同	三 田 登
	同	伊 原 忠

提案理由

国に対し、機能性表示食品制度の見直しを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

機能性表示食品制度の見直しを求める意見書

小林製薬株式会社が製造した紅麹を使用したサプリメントを摂取していたことにより腎疾患などで死亡した人は本年３月３０日までに５人に上り、入院者は１００人を超えた。有害な物質が含まれていたとして３種類のサプリメントの回収、廃棄を命じる行政処分が行われるなど、深刻な事態となっている。

特定保健用食品（トクホ）は、食品ごとに有効性や安全性など、科学的根拠について国の審査を受け、許可を受ける必要がある。しかし、機能性表示食品は事業者の届出制で、トクホのように人を対象とした臨床試験は必須ではなく、科学的根拠となる文献を提出するだけで、国の審査はない。また、研究論文についても、第三者の専門家が審査する査読を経ないものがあつたと指摘されているなど、機能性表示食品の安全性・効果の担保は事業者任せで、極めて不十分である。

このような制度では悪質な事業者の参入を防げず、大規模な健康被害が発生して初めて国が対応することになると、創設当初から危惧されていたところである。

飲むだけで「脂肪吸収を抑える」、「コレステロールを下げる」などの機能性をうたう商品は消費者にとって魅力的に映り、市場を広げている。しかし、今回のような深刻な被害が発生しても国は責任を持たない。国民の健康や命を守るため、安全性を担保する仕組みづくりが必要不可欠であり、機能性表示食品の問題点を直視し、抜本的に制度を見直すことが急務である。

よって、本市議会は国に対し、機能性表示食品制度の見直しを強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年６月２８日

八 千 代 市 議 会

提出先

内 閣 総 理 大 臣 様